ID:　466

担当部署:　企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	集会室の利用承認の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市立図書館設置条例施行規則　第33条
例規番号	令和6年規則第56号

【根拠条文】

（利用の制限）

第33条　館長は、集会室の利用について、次のいずれかに該当すると認めるときは、その利用条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1)　利用目的が承認の時と異なったとき。

(2)　災害その他の事故により集会室の利用ができなくなったとき。

(3)　図書館運営上特に制限の必要が生じたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和6年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日